

第1回日本アルコール産業株式会社設立委員会 議事次第

日時：平成17年12月20日(火)16:00～17:30

場所：経済産業省本館6階東1(第4会議室)

1. 開会

2. 経済産業副大臣挨拶

3. 議事

- (1) 日本アルコール産業株式会社設立委員会規則の制定
- (2) 委員長の選出
- (3) 委員長代理の指名
- (4) 工業用アルコールの民営化と新会社の設立について
- (5) 日本アルコール産業株式会社の経営方針
- (6) 設立日程
- (7) 設立費用

4. 閉会

第1回日本アルコール産業株式会社設立委員会 配付資料一覧

- 資料1 日本アルコール産業株式会社設立委員
- 資料2 日本アルコール産業株式会社設立委員会規則（案）
- 資料3 工業用アルコールの民営化と新会社の設立について
- 資料4 日本アルコール産業株式会社の経営方針について
- 資料5 日本アルコール産業株式会社の設立日程（案）
- 資料6 日本アルコール産業株式会社の設立費用（案）

（参考資料）

日本アルコール産業株式会社法
商法（抄）

日本アルコール産業株式会社の設立委員

日本アルコール産業株式会社設立委員

石毛 博行 経済産業省製造産業局長

木村 福成 慶応義塾大学経済学部教授

牧野 力 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構理事長

米倉 弘昌 社団法人日本経済団体連合会副会長

(以上4名、50音順)

日本アルコール産業株式会社設立委員会規則(案)

日本アルコール産業株式会社設立委員会規則（案）

（設立委員）

第一条 日本アルコール産業株式会社法（平成十七年法律第三十二号）附則第三条の規定により任命された設立委員（以下「委員」という。）は、日本アルコール産業株式会社設立委員会（以下「委員会」という。）を組織する。

（委員長）

第二条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（決議事項）

第三条 日本アルコール産業株式会社設立に関する委員の職務は、委員会の決定するところにより執行する。ただし、次に掲げる事項以外の事項については、委員長の執行に委ねる。

一 定款の作成

二 創立総会に関する事項

三 その他設立に関する重要な事項

（会議）

第四条 委員会の会議は、委員長が日時、場所及び議題を定めて招集する。

第五条 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

第六条 会議は、委員の過半数の出席（第八条第二項の規定による出席を含む。以下次条において同じ。）がなければ、開くことができない。

第七条 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第八条 委員は、他の委員を代理人として議決権を行使することができる。この場合において、委員は、議長に対し、あらかじめ委任状を提出しなければならない。

2 前項の規定により、他の委員を代理人として議決権を行使する委員は、会議に出席した委員とみなす。

第九条 会議に欠席する委員は、あらかじめその指名をする者を出席させ、意見を述べ又は説明させることができる。

2 議長は、必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を述べ又は説明させることができる。

第十条 会議は、非公開とする。

2 会議資料は、公開とする。ただし、会議において特に必要があると認められたときは、非公開とすることができる。

（議事録）

第十一条 会議の議事の概要は、議事録に記載しなければならない。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 会議開催の日時及び場所

二 出席者の氏名

三 議題

四 議事の経過及びその結果

3 議事録は、議長の署名を受けなければならない。

4 議事録は、公開とする。ただし、議長が特に必要があると認められた事項については、非公開とすることができる。

（事務局）

第十二条 委員会の庶務を処理するため、事務局を置き、その運営等については委員長が定める。

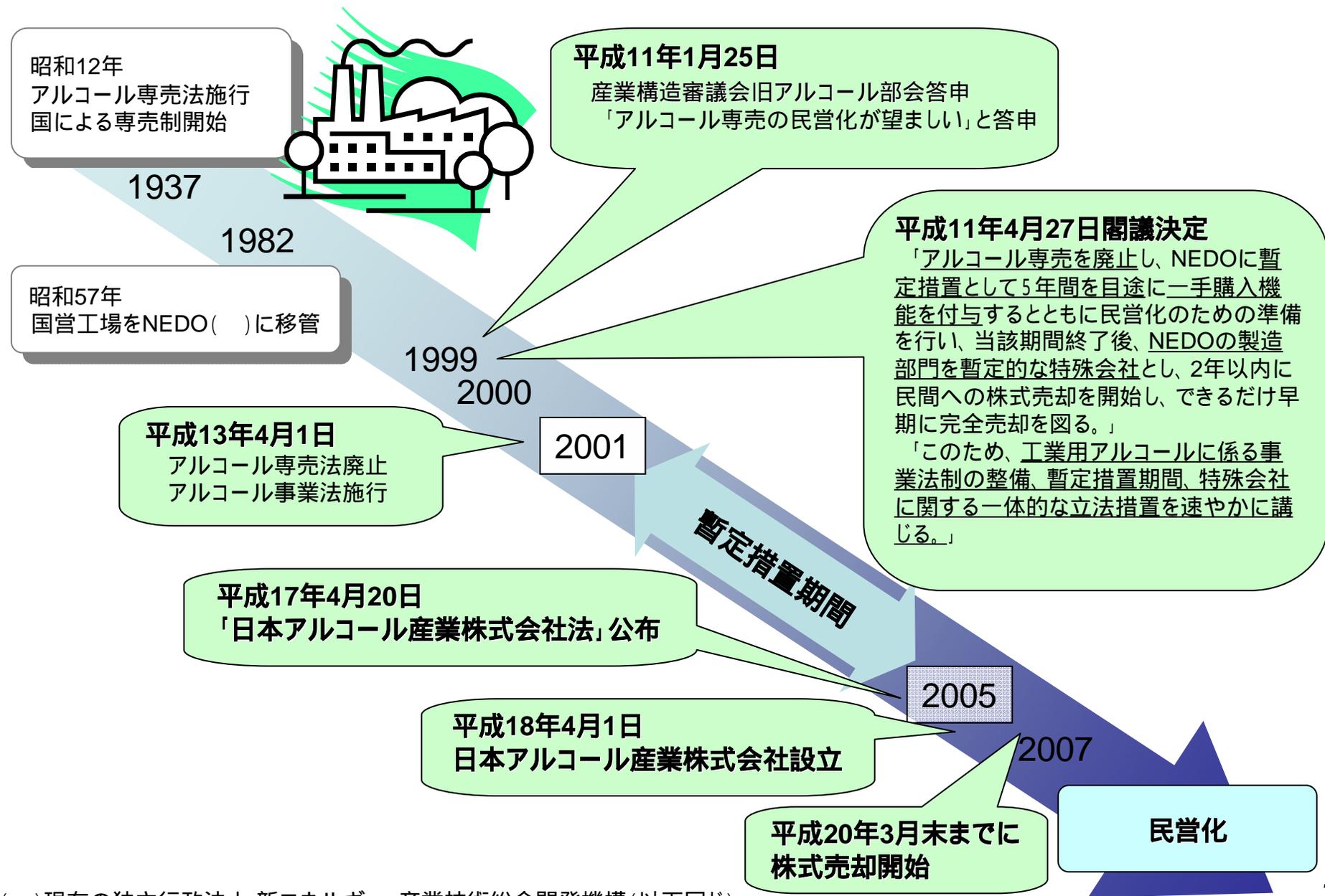
（雑則）

第十三条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

工業用アルコールの民営化と 新会社の設立について

平成17年12月20日
経済産業省
製造産業局
化学課 アルコール室

1 工業用アルコールの自由化の流れ



()現在の独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下同じ)

(参考) 工業用アルコールの民営化に関するこれまでの経緯

1. 行政改革会議最終報告(平成9年12月3日)

「アルコール専売について積極的に民営化を検討する必要がある」と指摘

2. 規制緩和推進3か年計画(平成10年3月31日閣議決定)

「行政改革会議最終報告を踏まえ、民営化について積極的な検討を行う」

3. 産業構造審議会アルコール部会答申(平成11年1月25日)

「アルコール専売の民営化が望ましい」と答申

4. 「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」(平成11年4月27日閣議決定)

「アルコール専売を廃止し、NEDOに暫定措置として5年間を目途に一手購入機能を付与するとともに民営化のための準備を行い、当該期間終了後、NEDOの製造部門を暫定的な特殊会社とし、2年以内に民間への株式売却を開始し、できるだけ早期に完全売却を図る。」

「このため、工業用アルコールに係る事業法制の整備、暫定措置期間、特殊会社に関する一体的な立法措置を速やかに講じる。」

5. 「アルコール事業法」制定(平成12年4月5日公布)、アルコール専売法を廃止

「アルコール専売法」を廃止

「アルコール事業法」を制定(平成13年4月1日施行)

アルコール事業法附則第8条

「政府は、この法律の施行後5年を目途に、機構の行うアルコール製造業務及び一般アルコール販売業務を同時に終了させるとともに、機構からアルコール製造業務の全部を引き継ぐ株式会社として政府がその資本の全額を出資するものを設立し、及び当該株式会社をできる限り早期に民営化するため、必要な措置を講ずるものとする。」

6. 「日本アルコール産業株式会社法」制定(平成17年4月20日公布)

NEDOアルコール製造部門を暫定的な特殊会社とし、できるだけ早期に民営化する。

専売廃止後の暫定的な激変緩和措置としてNEDOが実施しているアルコールの一手購入・販売制度及び大臣認可価格制度を廃止する。

2 アルコール事業法について

工業用アルコールの特性

国民生活及び産業活動に不可欠
酒類と物質的に同一という特性

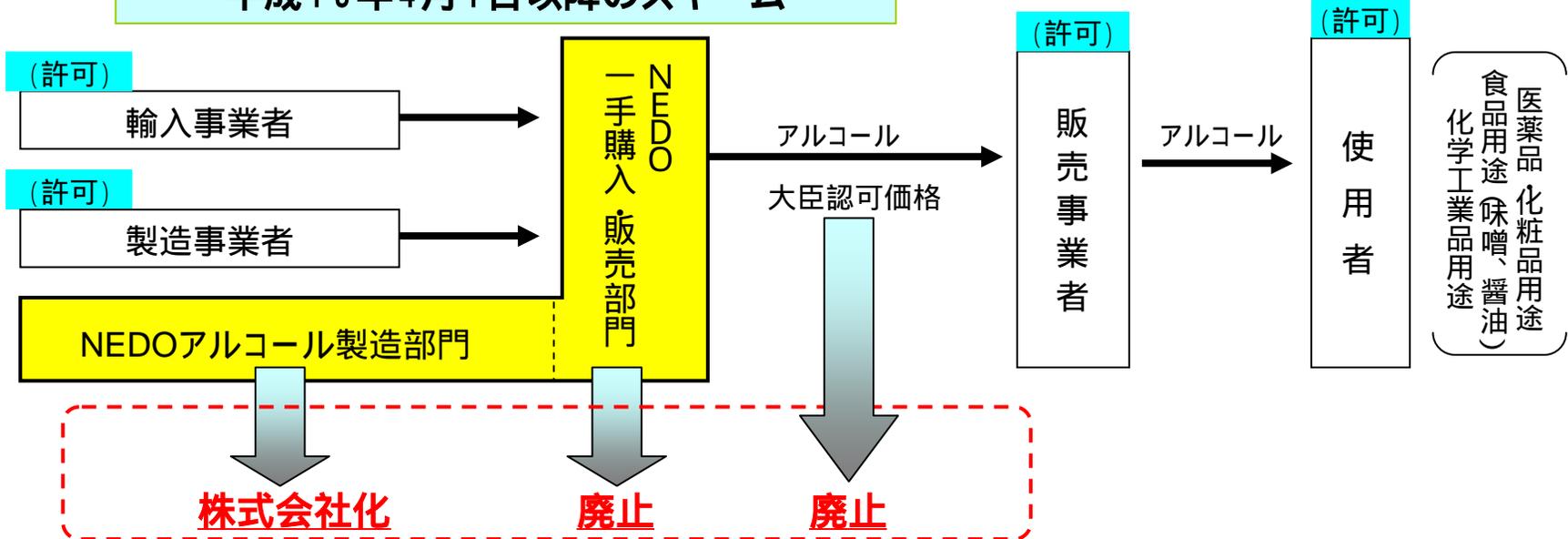
酒類への不正な転用防止のため、
流通管理が必要

アルコール事業法の制定 [平成13年4月1日施行]

- 1. 工業用アルコールについては、製造、輸入、販売、使用の許可制(国による報告徴収や立入検査による事後チェック)
- 2. 試験研究や試薬等の特別な用途向けには、酒税相当額を加算した特定アルコールの販売制度を措置
- 3. 暫定措置期間(5年間を目途)の設置(NEDOによる一手購入・販売制度等)
- 4. 暫定措置期間終了時にNEDOアルコール製造部門を特殊会社化

アルコール事業法は暫定措置を終了

平成18年4月1日以降のスキーム



3 工業用アルコール市場の状況

(1) 工業用アルコールの国内生産・販売の状況

生産；国内生産量：約34万kl(平成16年度)

・発酵アルコール約22万kl(約65%)

NEDO 約19万kl(約56%)

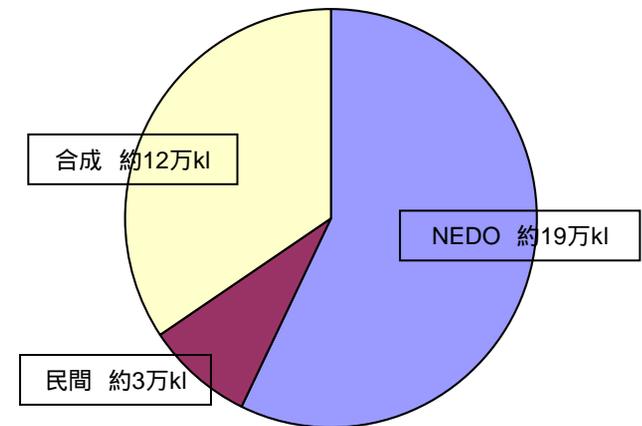
民間製造事業者(14社) 約3万kl(約9%)

・合成アルコール(2社) 約12万kl(約35%)

販売；大手から中小まで約740社

使用；食品、化学、日用品等事業者約4,700社

国内生産量 約34万kl



(2) 工業用アルコール製品の輸入の状況

現在、工業用アルコール製品の輸入は行われてはいない。

今後、関税率を実行税率である協定税率27.2%から基本税率10%(平成22年度)まで5年間で均等に引き下げられることとなる予定。

4 新会社の概要

日本アルコール産業株式会社

1. アルコールの製造に関する事業及び製造に附帯する事業の実施を目的として設立
2. NEDOアルコール部門の資産・負債を一体として承継し事業の継続性を確保

鹿島工場

千葉工場

磐田工場

出水工場



出資

政府が全額出資

平成20年3月末までに株式売却を開始、できる限り早期の民営化

監督

政府による監督

(経済産業大臣の認可)

- ・事業計画
- ・重要な財産の譲渡
- ・株式、社債の募集等
- ・定款の変更 等

特殊会社については、引き続きコスト削減や経営の合理化等に努め、工業用アルコールの供給の主要な担い手となることが期待されるとともに、早期の民営化を図る。

5 今までの取り組みについて

1. 工場の効率化

(1) 工場の再編 (7工場から4工場体制へ)

非効率な4工場の廃止・1工場新設

(2) 業務体制の効率化

(工場操業体制見直し・事務部門の簡素化)

4班3名制 5班2名制

2. 組織のスリム化

(1) 職員数の推移

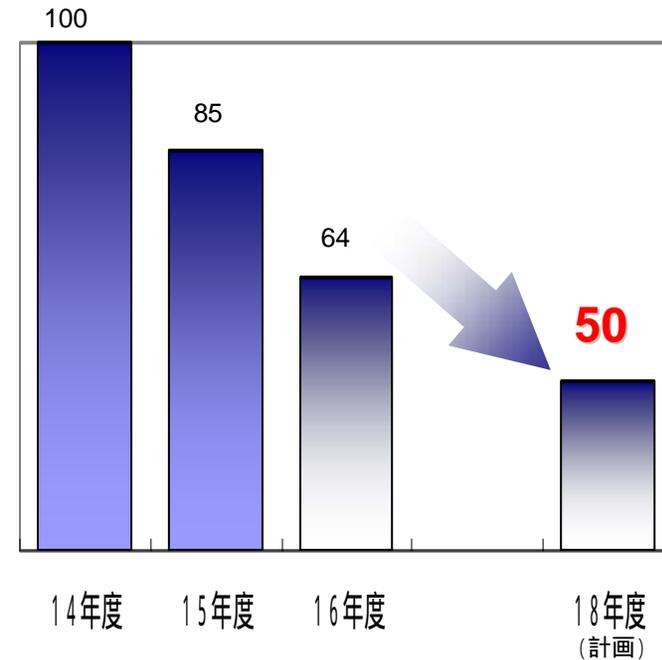
平成12年度末:321名

平成17年12月1日現在:214名

(2) 全職員の給与10%引き下げ

工場の効率化、
組織のスリム化

製造コスト(原料費を除く)削減計画



() 上記は95度1級のアルコール製造コスト

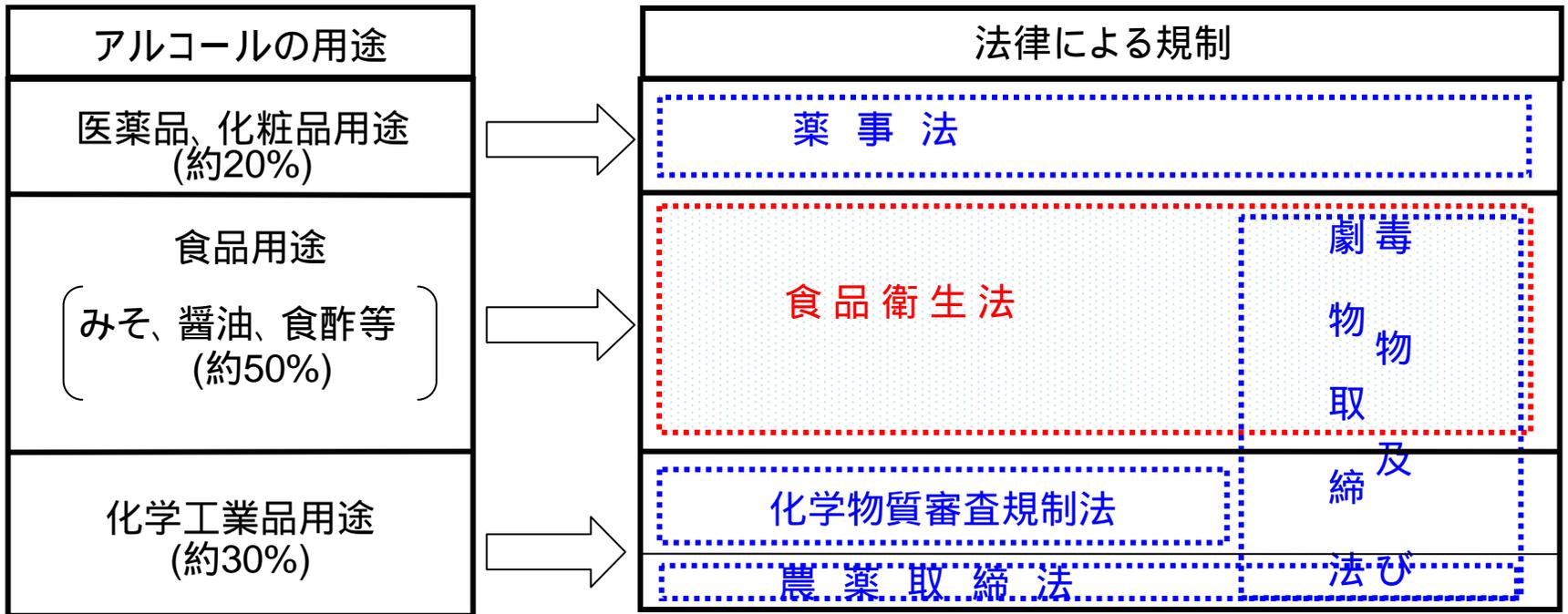
6 品質確保への取り組み

工業用アルコールは、各用途における法規制等を踏まえ、専売時代からこれまで品質の確保が図られているところ

暫定措置期間終了後は、ユーザーニーズに応じた多様な品質の工業用アルコールの流通が見込まれることから、経済産業省において、ユーザーを中心とした官民合同の「アルコールの品質に関する検討会」を開催

本検討会を受け、業界の自主的な取り組みにより、品質に関する情報提供のあり方について検討するとともに、自由化後のアルコールの品質基準となる「ものさし」(業界規格)を策定する予定

< 用途別の法規制 >



日本アルコール産業株式会社の 経営方針について

平成17年12月
独立行政法人
新エネルギー・産業技術総合開発機構
アルコール事業本部

目次

NEDOアルコール事業本部の概要

について …… 1

1. 概要	2
2. 製造	3
3. 工業用アルコールの主用途	4
4. 工業用アルコール(発酵)の用途別需要	5
5. 沿革	6
6. 組織	7
7. 事業所の所在地とアルコールの引渡場所	8
8. アルコールの流通形態	9
9. 発酵アルコールの製造工程図	10
10. 発酵アルコール製造数量(規格別)の推移	11
11. 原料別アルコール製造数量の推移	12

日本アルコール産業株式会社の

経営ビジョン・経営方針について …… 13

はじめに ~期待される役割~ …… 14

1. 経営理念	
(1) 経営理念	15
(2) ミッションステートメント	16
(3) 経営方針	17
2. 経営戦略	
(1) 製品戦略	18
(2) 地域戦略・チャネル戦略	19
(3) 価格戦略・戦術	19
(4) 原料調達戦略	20
(5) 製造・品質管理戦略	21
(6) 人事戦略	22
(7) 利益向上戦略	23,24
3. 経営マニュアルの作成	25

A faint, teal-colored map of Japan is visible in the background, showing the four main islands: Hokkaido, Honshu, Shikoku, and Kyushu.

・ NEDOアルコール事業本部の 概要について

1. 概要

アルコール事業本部は、平成13年4月から施行されたアルコール事業法に基づくアルコールの製造業務、及び一般・特定アルコールの販売業務を担っており、アルコールの安定供給に努めている。

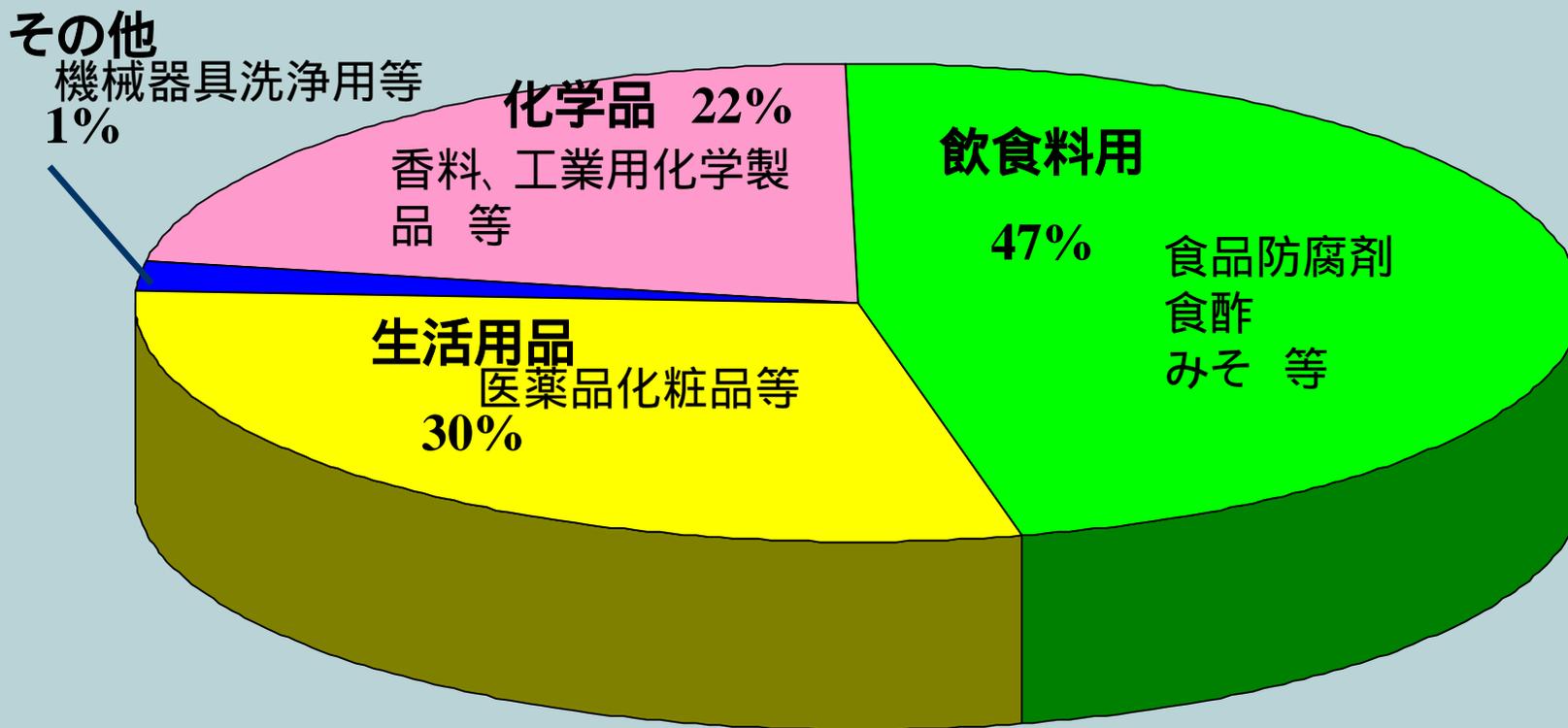
- (1) 政府出資金：187億9774万円
- (2) 総売上高：412億円
 - 発酵アルコール 311億円 合成アルコール 101億円
- (3) 生産量：約18万kl(発酵アルコール)
 - 他に民間調達数量 発酵アルコール 約3万kl
 - 合成アルコール 約11万kl
- (4) 販売事業者数：26社
- (5) 従業員数：214名(平成17年12月1日現在)
- (6) 本部長：西尾 直毅

2. 製造

- 海外より粗留アルコール及び糖みつを購入し、全国の4箇所の工場で精製したものを販売している
- 粗留アルコールはブラジル/アメリカ/東南アジア等々、世界各国から輸入
- 粗留アルコールの原料は、サトウキビ/とうもろこし/キャッサバ等の糖質/でんぷん質原料、糖みつ(原料はサトウキビ)はタイをはじめとした東南アジアより輸入、一部沖縄産も使用
- 製品は、95度1級及び特級、99度無水、Qibix95(原料をサトウキビに限定)の4種類を製造、さらに、合成アルコール2種(99度、95度)を購入し販売している

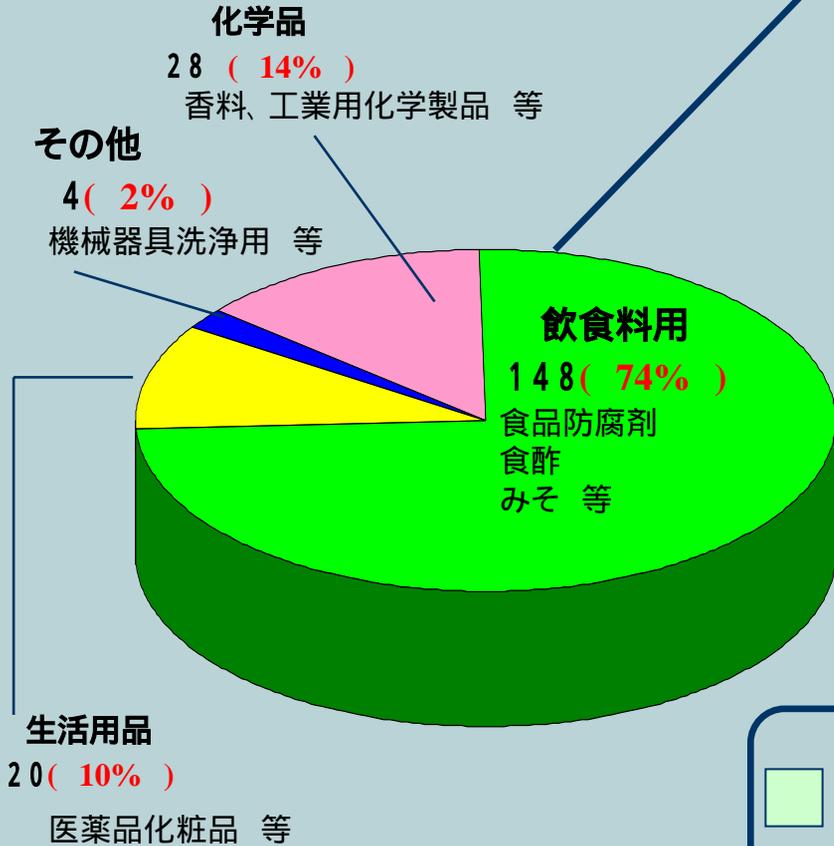
3. 工業用アルコールの主用途

2003年度

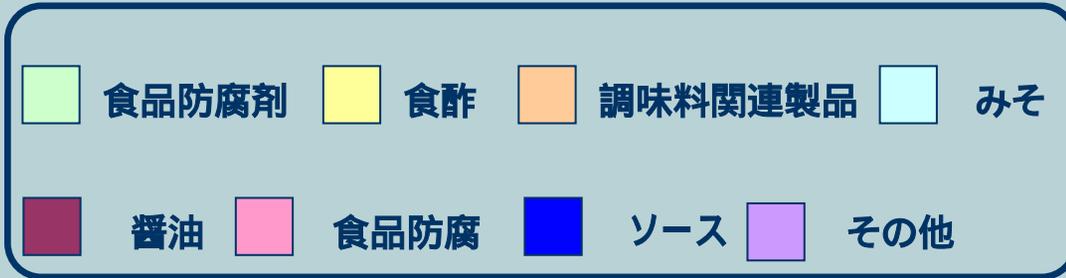
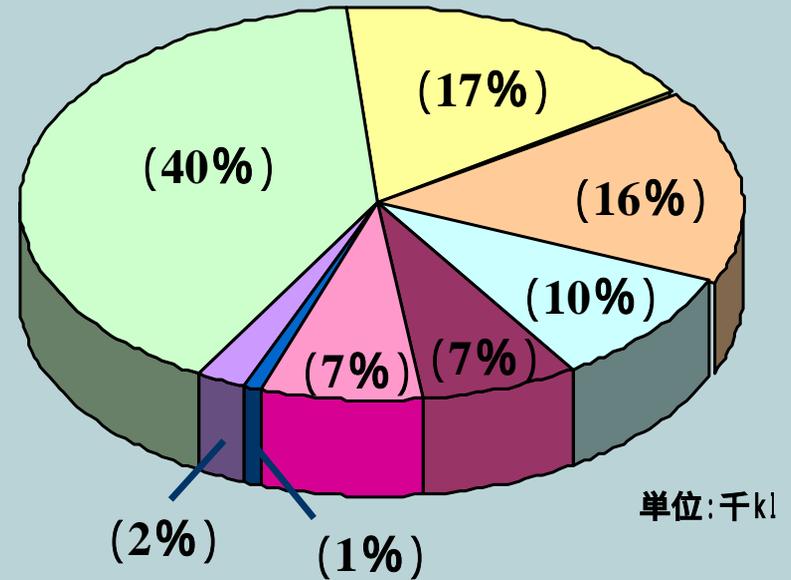


4. 工業用アルコール(発酵)の用途別需要

2004年度 200千kl



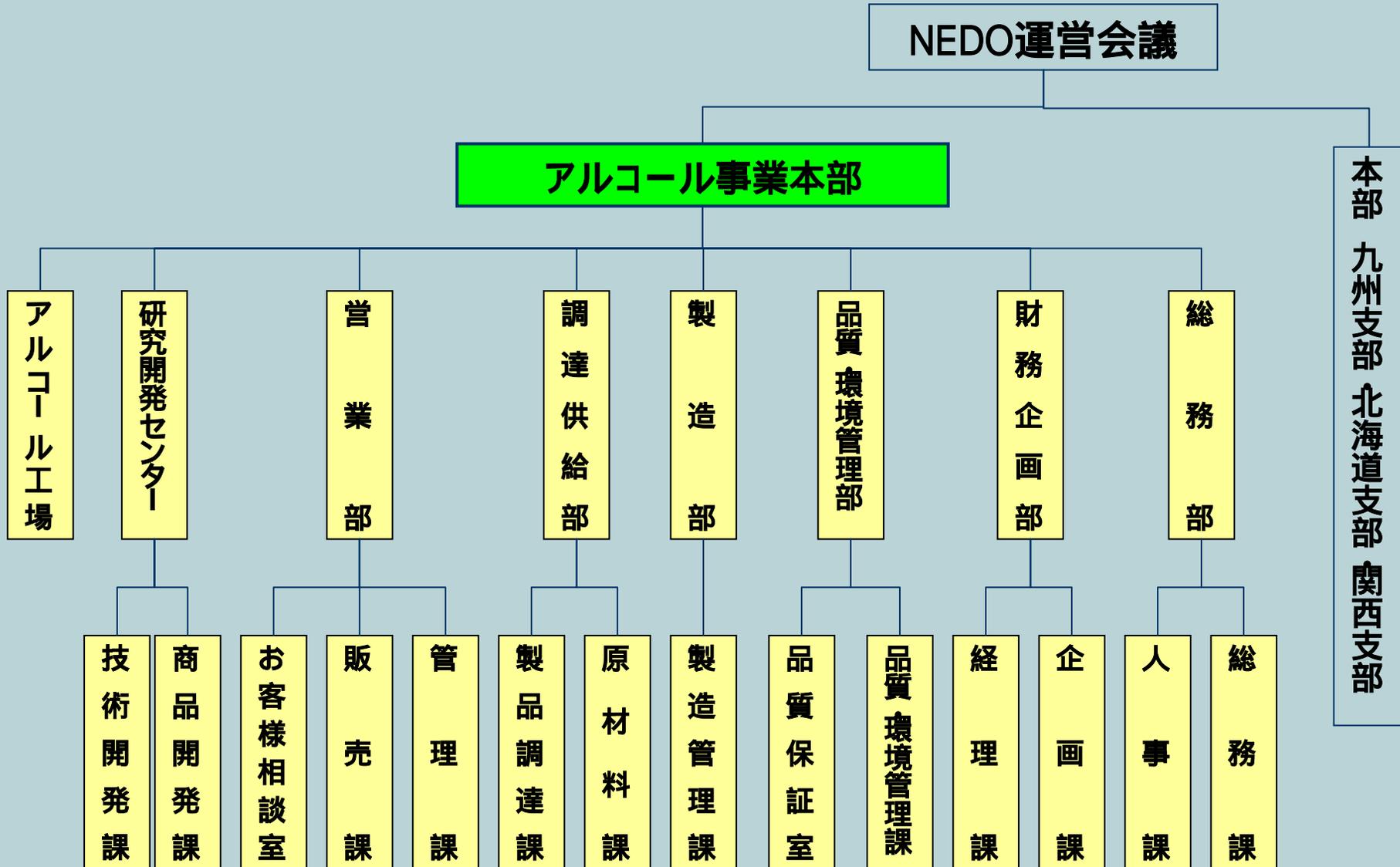
飲食料用途別需要割合 (%)



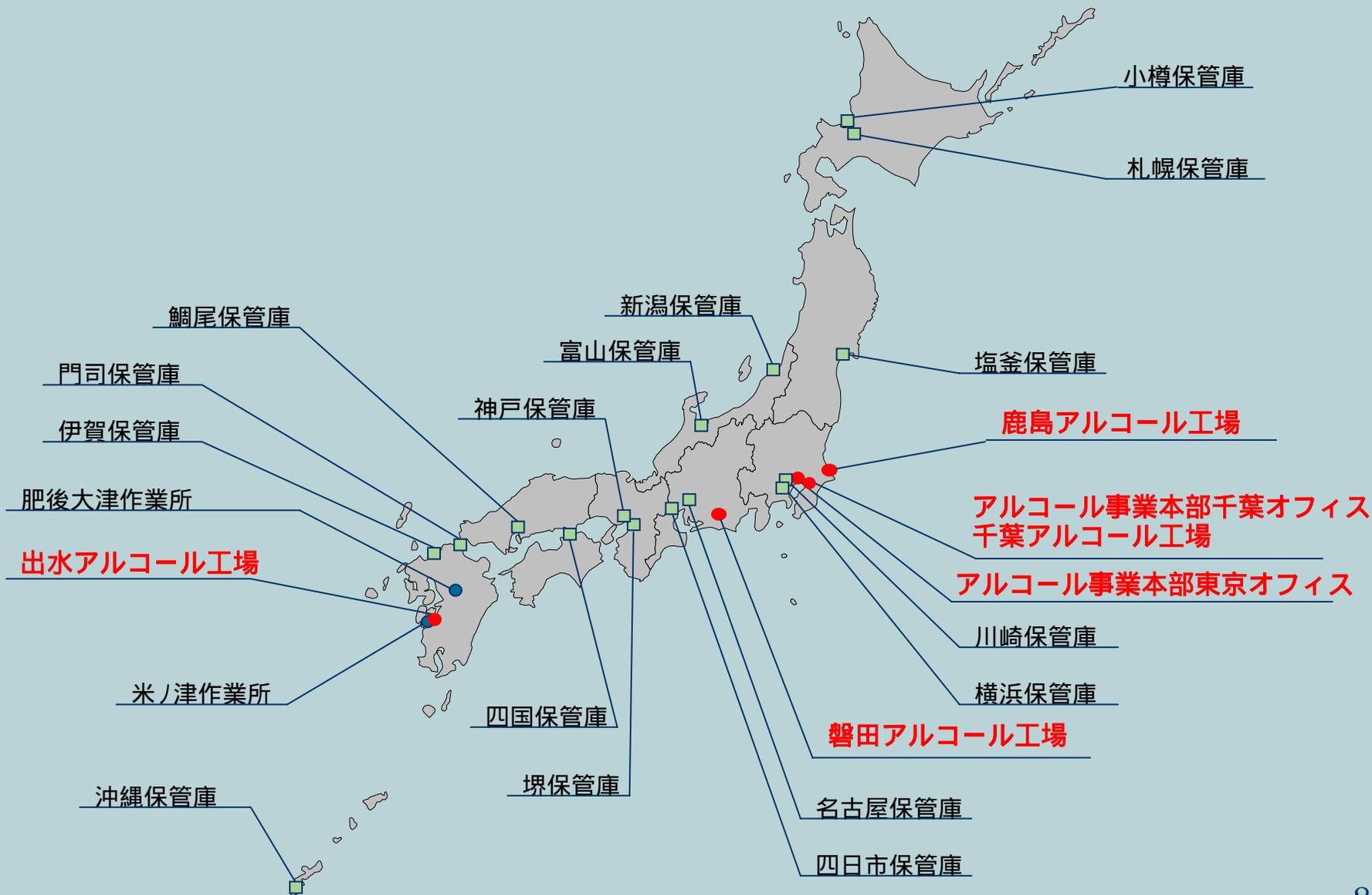
5. 沿革

- 昭和 12年 4月 アルコール専売法施行、大蔵省専売局所管下に専売開始
- 13年 4月 各国営アルコール工場操業開始
- 16年 2月 新エネルギー総合開発機構設立
- 55年 10月 国のアルコール製造部門が通商産業省から新エネルギー総合開発機構に移管され、アルコール事業本部が発足
- 57年 10月 新エネルギー・産業技術総合開発機構へ改称
- 平成 13年 3月 石岡アルコール工場廃止
- 4月 アルコール事業法施行(アルコール専売法廃止)に伴い
一手購入販売の開始
- 7月 鹿島アルコール工場操業開始
- 14年 3月 近永アルコール工場・鹿屋アルコール工場廃止
- 15年 10月 独立行政法人化
- 16年 4月 肥後大津アルコール工場廃止
- 18年 4月 日本アルコール産業株式会社設立

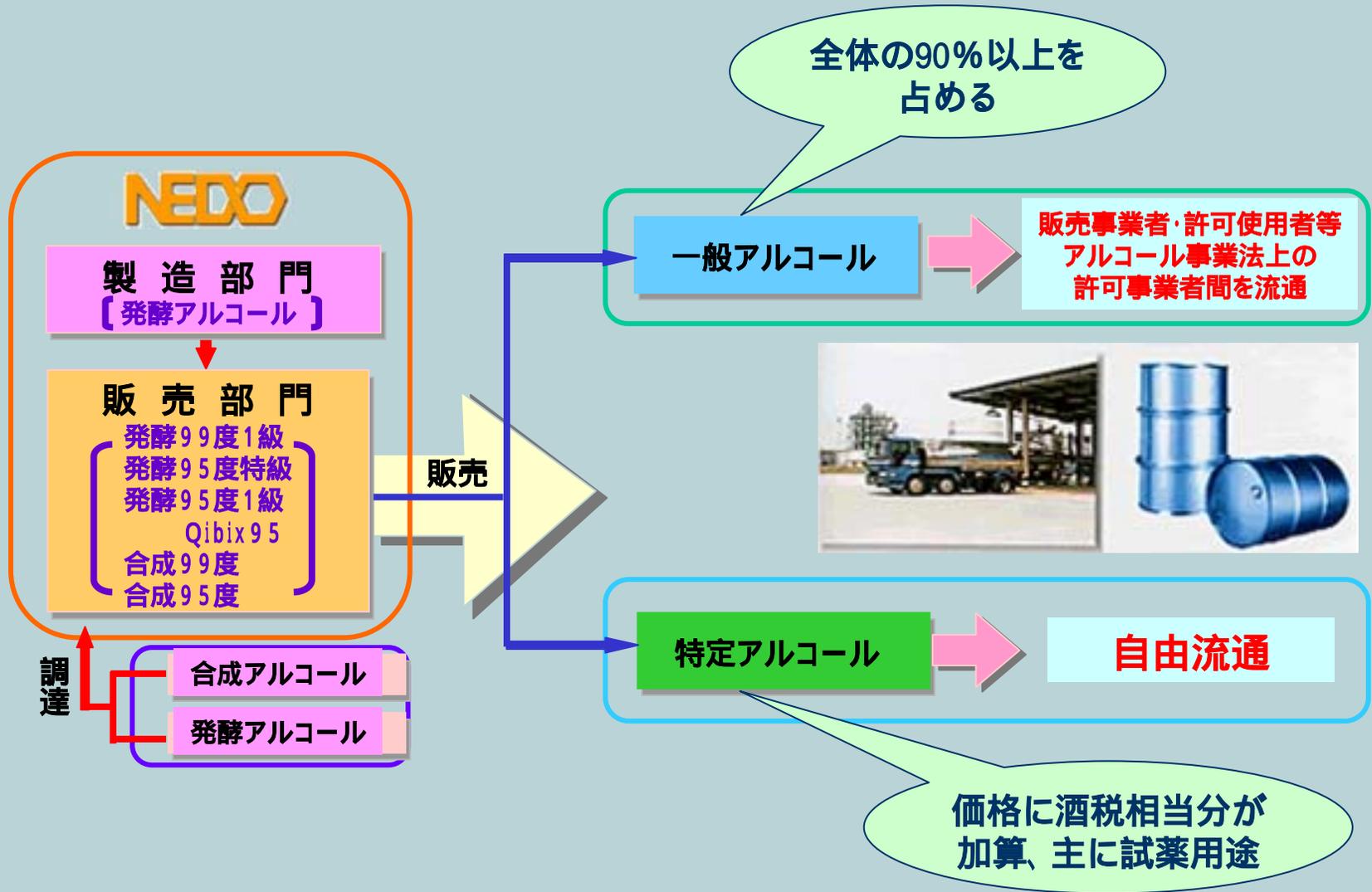
6. 組織



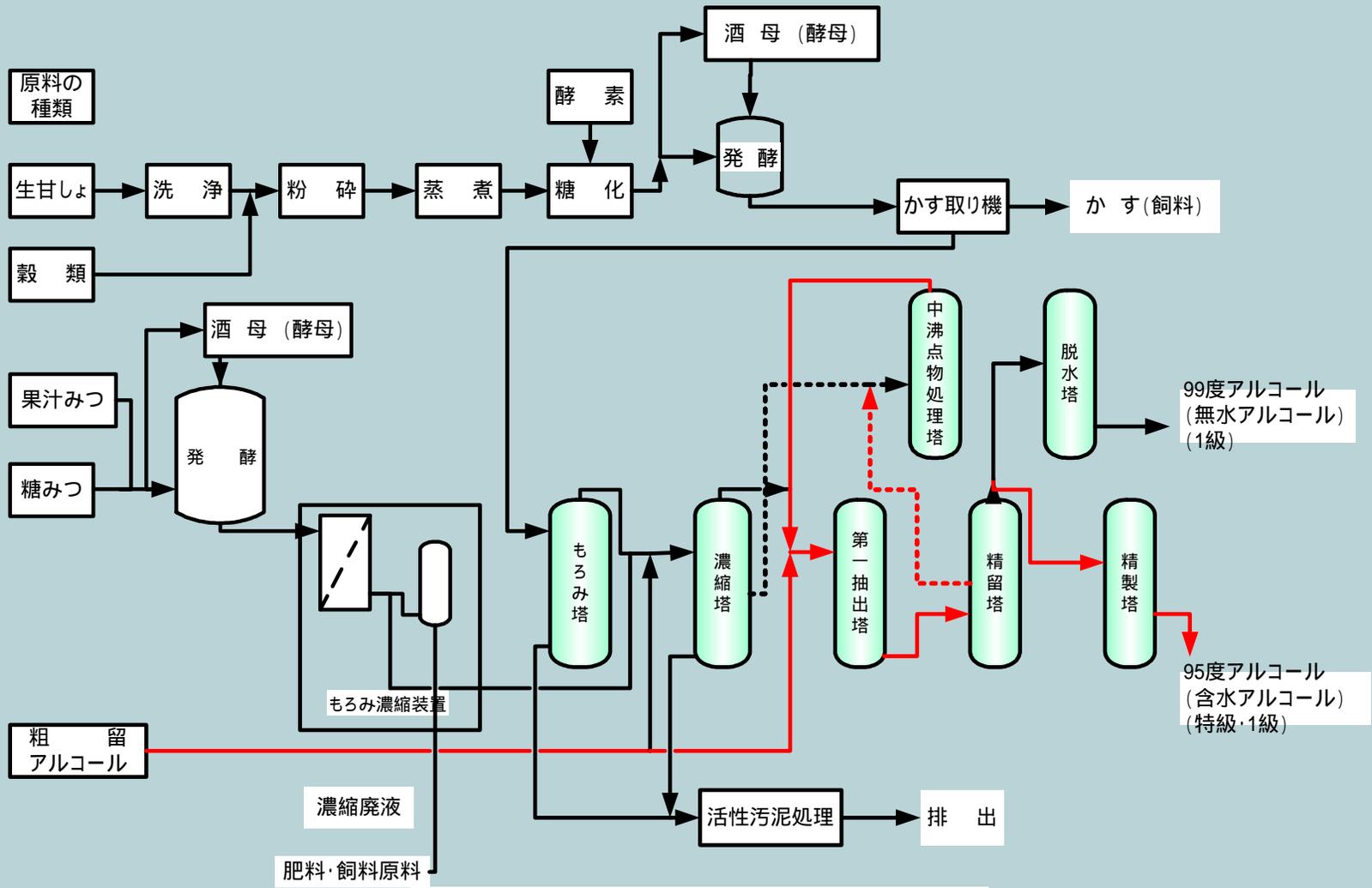
7. 事業所の所在地とアルコールの引渡場所



8. アルコールの流通形態



9. 発酵アルコールの製造工程図



発酵アルコール製造工程概要図(製造フロー図)

11. 原料別アルコール製造数量の推移

(単位:KL)

	粗 留 アルコール	糖 み つ	果汁みつ	生甘しょ	とうもろ こ し	計
昭和57年度	58,982	19,224	732	242	157	79,337
62	86,517	21,011	949	310	200	108,987
平成4年度	126,311	11,957	590	128		138,986
9	157,869	8,359	665	107		166,999
14	162,352	3,977	139			166,468
15	165,524	3,788	160			169,472
16	188,694	3,446	144			192,285
17(計画)	176,021	3,724	200			179,945

・日本アルコール産業株式会社の 経営ビジョン・経営方針について



はじめに ～期待される役割～

- 新会社は、我が国アルコール産業の発展の中核となり、適正な競争環境を醸成し、工業用アルコールの安定的かつ低廉な供給に寄与する。
- 暫定措置期間終了時に、一般販売業務を円滑に終了し、既存の販売事業者と連携しながら、販売体制を確立する。
- 価格については、必要コストに適正な利潤を上乗せした適切な価格を設定する。
- 独法NEDO中期計画を深掘する合理化目標を策定し、さらなる合理化につとめる。
- 新規事業は、本業に支障を与えない範囲内で積極的に展開する。
- 効率的な事業運営が可能となる組織を整備する。



1. 経営理念

(1) 経営理念

私たちの新会社「日本アルコール産業株式会社」は、
アルコール製造事業に軸足を置き、
アルコールの安定的かつ円滑な提供を通じ、
アルコール関連産業の発展に寄与するとともに、
これまで培ってきた技術力と創造力により
アルコール関連事業の多角化を通して
人々の暮らしに貢献します。

(2) ミッションステートメント

私たちの新会社は、

- **ワールドクラスの工場経営を目指す会社**
- **お客様に安心して安全な商品を常に提供していく会社**
- **改革に向け常にチャレンジしていく社員の集う会社**
- **常に公明正大な経営を誇れる会社**

であることを誓います。



(3) 経営方針

カスタマーニーズを充足する製品を開発・提供する
アルコール製品を主軸の製品構成とする
品質には妥協を許さない
世界最高水準のアルコール製造プロセス・品質管理システムを構築し、維持・向上する
常に企業価値の向上を図る
能力や成果に応じた魅力ある処遇をおこなう
企業倫理を遵守する



2. 経営戦略

(1) 製品戦略

既存のアルコール製品を主軸に、顧客ニーズの変化に応じて、トレーサビリティを明確にした製品、コーシャ規格などを適宜開発していく。(99度ならびに95度のキビックス・コーシャ仕様・スタンダード品など)

アルコールの販売目標は、現在の生産数量とほぼ同等とする。

アルコール製造に伴って生じる副産物を商品化して、付加価値製品を開発する。(濃縮液・乾燥マッド・乳酸菌など)

主軸のアルコール製造事業を補完するため、固定資産・人的資産・知的資産を有効利用した新規ビジネスを開発する。

*コーシャ:現在、アメリカではコーシャ食品はユダヤ教徒のみならず、コーシャマークのついている食品が「品質が保証されている食品」と認識されており広く普及している。

(2) 地域・チャネル戦略

全国販売網を整備している販売事業者等との連携により全国をカバーできる体制とする。

販売事業者に対して、品質に関する技術的支援・ユーザーニーズに応じた支援・緊密な情報交換をおこなう。

(3) 価格戦略・戦術

製品により、高付加価値品は利益率を高く、一般品は利益率を低く設定する。保管庫の廃止により配送コストがかかることになる販売事業者、一定量以上の購入者等にも配慮した価格体系を構築する。(価格戦略)

自由価格競争下では、価格は時期または地域ごとに変化する可能性があり、適正利益の確保と共に競争状況を考慮した的確な価格対応をとることが必要。(価格戦術)



(4) 原料調達戦略

地球の環境問題、地球温暖化防止の観点から世界的に燃料用アルコール(Fuel Ethanol)を含むバイオマス燃料の需要が増加している中、工業用アルコール(Non-fuel Ethanol)の原料と品質の確保に対するリスクヘッジ対策をとる。

信頼できる品質と量を確保するため、原料の大半をブラジル・タイ・インドネシア等の原料生産国から中長期契約を通して安定的に購入する。非遺伝子組み換えのサトウキビ由来であることが必要条件である。

残りの原料は従来の競争入札方式で確保する。原料植物は、コーン、タピオカ、サトウキビ等で、産地は特に限定せずに、広範に安価調達に努める。但し原産地は明確にする。

不慮の事態に備えて、適正なレベルの在庫を確保する。



(5) 製造・品質管理戦略

品質管理には万全の注意を払い顧客ニーズを満足する製品を供給していく。

食品に供する製品を製造しているという観点を持って食品衛生上の高い操業水準を維持する。(HACCPの基準をクリアーする。)

徹底した製造工程の合理化をはかり製造コストを低減していく。

安全操業を第一とする。

*HACCP: 食品規格(Codex)委員会から発表され、各国にその採用を推奨している国際的に認められた食品の衛生管理方式。



(6) 人事戦略

従来の年功序列的考えをあらため、適材適所の配属、民間と伍してゆける賃金・福利厚生を採用する。

賃金水準の指標としては、従来の公務員準拠ではなく中労委モデルをベースにする。

職務基準・業績評価などの基準を明確にし、適正な目標管理と公正な業績評価制度の実施により、従業員間の健全な競争をもたらし、適材適所の人事制度を確立する。

コミュニケーションを重視し、常に改革・改善にチャレンジしていく社員集団を目指す。

*中労委モデル：中央労働委員会が調査したもので設定されたモデル条件に該当する者の終身賃金カーブ



(7) 利益向上戦略

各部門が各々高い目標を設定し、有効なマネジメントシステムの下で各部門間、適時適切に情報の共有、方向性の確認を行いつつその完達に取り組む。なお、アルコール製造事業を中心に据え、その付帯事業及び新規事業はその利益を補完するものと位置付ける。

品種ごとの利益目標を管理するとともに配送コスト・営業コスト・販促コストなどの目標管理を行う。また、お客様のニーズを把握し、提案型販売により常に「顧客満足度」の向上に努める。

原料輸入元国の適切な分散、原料調達に係る契約期間やタイミング等を工夫し、低廉かつ安定的に原料を調達する。

顧客ニーズに対応した製品を効率的に製造することをベースにして新技術の導入等により省エネ化・省力化に努める。



原料・製品等の品質分析の精度向上と迅速化を図り、確固たる検査分析体制を構築する。また、技術開発、新製品開発、更には高度品質分析の受注等により収益を向上する。

経営状態と事業環境の変化を的確に捉え、迅速にその変化に対応するとともに、キャッシュフローマネジメントにより財務基盤の強化に努める。

3CS(*)コンセプトに則りあらゆる改善に積極的に取り組むとともに、小集団活動や各種の研修等により社員のモチベーション及びスキルアップを図る。

*3CS: Commitment, Communication, Customer, Speedy, Simple, Sincerity を常に意識して日常の業務活動に取り組むという考え方

3. 経営マニュアルの作成

すべての社員が新会社の経営理念と基本方針を理解し、企業倫理を遵守する為、明文化したマニュアルを作成し、全社員に配り、コミュニケーションの徹底化を図る。

1. 経営理念
2. ミッション・ステートメント
3. 経営方針
4. 社員行動指針
5. ステークホルダーへの対応
6. 基本方針

- 経営倫理に関する方針
- 独占禁止法に関する方針
- 利害抵触に関する方針
- 役員就任等に関する方針
- 政治活動に関する方針
- 贈答及び接待に関する方針
- 顧客との関係及び製品の品質に関する方針
- 機器、製品、サービスの推奨に関する方針
- 環境に関する方針
- 製品の安全に関する方針
- 健康に関する方針
- 酒類・薬物に関する方針
- 安全に関する方針
- 保安に関する方針
- 個人情報保護及び経営情報の透明性の確保に関する方針
- コミュニケーションに関する方針

日本アルコール産業株式会社の設立日程(案)

日本アルコール産業株式会社の設立日程（案）

設立委員任命
(平成17年12月15日)

第1回設立委員会
(平成17年12月20日)

- (議事)
- ・日本アルコール産業株式会社設立委員会規則の制定
 - ・委員長の選出
 - ・委員長代理の指名
 - ・工業用アルコールの民営化と新会社の設立について
 - ・日本アルコール産業株式会社の経営方針
 - ・設立日程
 - ・設立費用

第2回設立委員会 (平成18年2月)
(議事)

- ・定款(案)について

第3回設立委員会 (平成18年3月)
(議事)

- ・定款(案)について
- ・役員(案)について
- ・創立総会に関する事項について

経済産業大臣による定款の認可
(平成18年3月)

創立総会、取締役会の開催
(平成18年3月)

経済産業大臣による代表取締役等の認可
(平成18年3月)

日本アルコール産業株式会社

平成18年4月1日設立

日本アルコール産業株式会社の設立費用(案)

日本アルコール産業株式会社の設立費用（案）

区分	金額	区分	金額
総合計	2,000 千円		
設立事務関係	932		千円
1. 委員会費	604	2. 創立総会費	328
委員手当・旅費	240	委員手当・旅費	80
通信費	14	通信費	7
会場費	25	会場費	110
速記料	189	速記料	63
印刷費	60	印刷費	31
委員会諸費	76	創立総会諸費	37
		予備費	1,068

商法(抄)(明治三十二年法律第四十八号)

第一百六十八条 左ノ事項ハ之ヲ定款ニ記載又ハ記録スルニ非ザレバ其ノ効カヲ有セズ

一～七(略)

八 会社ノ負担ニ歸スベキ設立費用但シ定款ノ認証ノ手数料及株式ノ払込ノ取扱ニ付銀行又ハ信託会社ニ支払フベキ報酬ハ此ノ限ニ在ラズ

參考資料

商法(抄)

商法（明治三十二年法律第四十八号）（抄）

第五十七条 会社八本店ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ為スニ因リテ成立ス
第六十七条 定款八公証人ノ認証ヲ受クルニ非ザレバ其ノ効力ヲ有セズ
第六十八条 （略）

現物出資八發起人ニ限り之ヲ為スコトヲ得

第六十八条ノ二 会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ニ関スル左ノ事項ニシテ定款ニ定ナ
キモノハ發起人全員ノ同意ヲ以テ之ヲ定ム

一 株式ノ種類及数

二 株式ノ発行価額

三 株式ノ発行価額中資本ニ組入レザル額

第八十条 第七十七条ノ規定ニ依ル払込及現物出資ノ給付アリタルトキハ發起人ハ遅
滞ナク創立總會ヲ招集スルコトヲ要ス

・（略）

第八十一条 定款ヲ以テ第六十八条第一項ニ掲グル事項ヲ定メタルトキハ發起人ハ之

ニ関スル調査ヲ為サシムル為検査役ノ選任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ要ス

第七十三条第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一項ノ検査役ノ報告及前項ニ於テ準用スル第七十三条第二項第三号ノ証明ヲ記載
又八記録シタル資料（前項ニ於テ準用スル同号ニ規定スル財産力不動産ナルトキハ同項
ニ於テ準用スル同号ノ鑑定評価ヲ記載又八記録シタル資料ヲ含ム）ハ之ヲ創立總會ニ提
出スルコトヲ要ス

第八十四条 取締役及監査役ハ第七十三条ノ二第一項各号ニ掲グル事項ヲ調査シ之ヲ
創立總會ニ報告スルコトヲ要ス

取締役及監査役ハ第八十一条第三項ニ掲グル資料ヲ調査シ創立總會ニ其ノ意見ヲ報
告スルコトヲ要ス

取締役及監査役中發起人ヨリ選任セラレタル者アルトキハ創立總會ハ特ニ検査役ヲ選
任シ前二項ノ調査及報告ヲ為サシムルコトヲ得

第八十八条 株式会社ノ設立ノ登記ハ發起人ガ会社ノ設立ニ際シテ発行スル株式ノ総数
ヲ引受ケタルトキハ第七十三条又ハ第七十三条ノ二ノ手續終了ノ日、發起人ガ会社
ノ設立ニ際シテ発行スル株式ノ総数ヲ引受ケザリシトキハ創立總會終結ノ日又ハ第八
十五条若ハ前条第四項ノ手續終了ノ日ヨリ二週間内ニ之ヲ為スコトヲ要ス

（略）

第二百八十四条ノ二 会社ノ資本八本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外発行済株式ノ発行
価額ノ総額トス

株式ノ発行価額ノ二分ノ一ヲ超エザル額ハ資本ニ組入レザルコトヲ得

日本アルコール産業株式会社法

日本アルコール産業株式会社法

第一章 総則（第一条 第三条）

第二章 経営の健全性及び安定性の確保（第四条 第九条）

第三章 雑則（第十条 第十二条）

第四章 罰則（第十三条 第十八条）

附則

第一章 総則

（会社の目的及び事業）

第一条 日本アルコール産業株式会社（以下「会社」という。）は、アルコール事業法（平成十二年法律第三十六号）第二条第一項に規定するアルコールの製造に関する事業及びこれに附帯する事業を経営することを目的とする株式会社とする。

2 会社は、前項の事業を営むほか、同項の事業の遂行に支障のない範囲内において、経済産業大臣の認可を受けて、同項の事業以外の事業を営むことができる。

（商号の使用制限）

第二条 会社でない者は、その商号中に日本アルコール産業株式会社という文字を使用してはならない。

（一般担保）

第三条 会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

第二章 経営の健全性及び安定性の確保

（新株、社債及び借入金）

第四条 会社は、新株若しくは新株予約権を発行し、社債を募集し、又は弁済期限が一年を超える資金を借入れようとするとき、経済産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、新株予約権が行使されたことにより新株を発行しようとするときは、この限りでない。

2 会社は、前項ただし書の場合においては、当該新株を発行した後、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

（代表取締役等の選定等の決議）

第五条 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は株式会社社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号）第二十一条の八第七項に規定する監査委員の選定及び解職の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（事業計画）

第六条 会社は、毎営業年度の開始前に、その営業年度の事業計画を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（重要な財産の譲渡等）

第七条 会社は、経済産業省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

（定款の変更等）

第八条 会社の定款の変更、利益の処分、合併、分割及び解散の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（財務諸表）

第九条 会社は、毎営業年度終了後三月以内に、その営業年度の貸借対照表、損益計算書及び営業報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第三章 雑則

（監督）

第十条 会社は、経済産業大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第十一条 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社からその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(財務大臣との協議)

第十二条 経済産業大臣は、第一条第二項、第四条第一項、第六条、第七条又は第八条(会社の定款の変更の決議に係るものについては、会社が発行する株式の総数を変更するものに限る。)の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

第四章 罰則

第十三条 会社の取締役、執行役、監査役又は職員が、その職務に関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第十四条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第十五条 第十三条第一項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第四条の例に従う。

第十六条 第十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第一条第二項の規定に違反して、事業を営んだとき。

二 第四条第一項の規定に違反して、新株若しくは新株予約権を発行し、社債を募集し、又は資金を借り入れたとき。

三 第四条第二項の規定に違反して、新株を発行した旨の届出を行わなかつたとき。

四 第六条の規定に違反して、事業計画の認可を受けなかつたとき。

五 第七条の規定に違反して、財産を譲渡し、又は担保に供したとき。

六 第九条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

七 第十条第二項の規定による命令に違反したとき。

第十八条 第二条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十七条、第十九条、第二十条、第二十一条(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第四十五号)附則第五条の改正規定を除く。)、第二十二条及び第二十三条の規定は平成十八年四月一日から、附則第二十一条中独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第五条の改正規定は平成十九年三月三十一日から施行する。

(この法律の廃止その他の必要な措置)

第二条 政府は、この法律の施行の状況を勘案し、会社をできる限り早期に民営化するため、速やかにこの法律の廃止を含めた見直しを行うとともに、その保有する株式の売却

その他の必要な措置を講ずるものとする。

(設立委員)

第三条 経済産業大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に関して発起人の職務を行わせる。

(定款)

第四条 設立委員は、定款を作成して、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(会社の設立に際して発行する株式)

第五条 会社の設立に際して発行する株式に関する商法(明治三十二年法律第四十八号)

第六十八号ノ二各号に掲げる事項は、定款で定めなければならない。

2 会社の設立に際して発行する株式については、商法第二百八十四条ノ二第二項の規定にかかわらず、その発行価額の二分の一を超える額を資本に組み入れないことができる。この場合において、同条第一項中「本法」とあるのは、「本法又八日本アルコール産業株式会社法」とする。

(株式の引受け)

第六条 会社の設立に際して発行する株式の総数は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「機構」という。)が引き受けるものとし、設立委員は、これを機構に割り当てるものとする。

2 前項の規定により割り当てられた株式による会社の設立に関する株式引受人としての権利は、政府が行使する。

(出資)

第七条 機構は、会社の設立に際し、会社に対し、その財産のうち、附則第十九条の規定による改正前のアルコール事業法(以下「旧アルコール事業法」という。)第三十一条及び附則第二条に規定する業務に係るものを出資するものとする。この場合においては、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第四十八条の規定は、適用しない。

(創立総会)

第八条 会社の設立に係る商法第八十条第一項の規定の適用については、同項中「第七十七条ノ規定ニ依ル払込及現物出資ノ給付」とあるのは、「日本アルコール産業株式会社法附則第六条第一項ノ規定ニ依ル株式ノ割当」とする。

(会社の成立)

第九条 附則第七条の規定により機構が行う出資に係る給付は、附則第十九条の規定の施行の時に行われるものとし、会社は、商法第五十七条の規定にかかわらず、その時に成立する。

(設立の登記)

第十条 会社は、商法第八十八条第一項の規定にかかわらず、会社の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。

(政府への無償譲渡)

第十一条 機構が出資によって取得する会社の株式は、会社の成立の時に、政府に無償譲渡されるものとする。

(商法の適用除外)

第十二条 商法第六十七条、第六十八条第二項、第六十九条、第八十一条及び第一百八十四条の規定は、会社の設立については、適用しない。

(権利及び義務の承継等)

第十三条 機構は、会社の成立の時に旧アルコール事業法第三十一条及び附則第二条に規定する業務を終了するものとし、それらの業務に係る一切の権利及び義務は、その時において会社が承継する。

2 機構は、前項の規定により会社が機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、次に掲げる額の合計額によりその資本金を減少するものとする。

一 その承継の際附則第二十一条の規定による改正前の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(以下「旧機構法」という。)第十七条第四号に掲げる業務に

係る勘定に属する資本金の額

二 その承継の際旧機構法附則第十一条第二項に規定するアルコール製造勘定及び一般アルコール販売勘定に属する資本金の額

(商号についての経過措置)

第十四条 第二条の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に日本アルコール産業株式会社という文字を使用している者については、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(事業計画についての経過措置)

第十五条 会社の成立の日の属する営業年度の事業計画については、第六条中「毎営業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

(アルコールの製造の事業の許可に関する経過措置)

第十六条 会社は、その成立の日においてアルコール事業法第三条第一項の許可を受けたものとみなす。

(非課税)

第十七条 附則第十条の規定により会社が受ける設立の登記及び附則第七条の規定により機構が行う出資に係る財産の給付に伴い会社が受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。

(政令への委任)

第十八条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、会社の設立に関し必要な事項は、政令で定める。

(アルコール事業法の一部改正)

第十九条 アルコール事業法の一部を次のように改正する。

目次中「特定アルコールの販売」を「特定アルコールの譲渡」に改める。

第二条第四項中「第三十二条第一項の認可を受けた」を「アルコールが酒類の原料に不正に使用されることを防止するために必要な額として経済産業省令で定めるところにより計算した額(以下「加算額」という。)を含む」に、「独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「機構」という。)」を「次条第一項又は第十六条第一項の許可を受けた者」に、「販売する」を「譲渡する」に改める。

第二十二条第二項中「、第四条第三号」を「及び第四条第三号」に改め、「及び機構」を削る。

「第三章 特定アルコールの販売」を「第三章 特定アルコールの譲渡」に改める。
第三十一条から第三十四条までを次のように改める。

(国庫納付金)

第三十一条 製造事業者又は輸入事業者は、特定アルコールとしてアルコールを譲渡したときは、当該譲渡した特定アルコールの数量に当該特定アルコールに係る加算額を乗じて得た額を国庫に納付しなければならぬ。

2 前項の規定による納付金の納付の手続については、政令で定める。

(担保の提供)

第三十二条 経済産業大臣は、前条第一項の規定による納付金の納付の義務の履行を確保するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、製造事業者又は輸入事業者に対し、金額及び期間を指定し、納付金につき担保の提供を命ずることができる。

2 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、前項の金額又は期間を変更することができる。

3 経済産業大臣は、第一項の規定により担保の提供を命じた場合において、必要があると認めるときは、製造事業者又は輸入事業者が担保を提供するまで、当該製造事業者又は当該輸入事業者が保有するアルコールの処分又は譲渡を禁止することができる。

第三十三条及び第三十四条 削除

第三十五条中「、許可使用者及び機構」を「及び許可使用者」に改める。

第三十七条第一項中「経済産業大臣は、」の下に「第三十一条第一項の規定による納付金又は」を加える。

第四十七条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第三十一条第一項の規定に違反した者

第四十七条第二項中「第二号」の下に「及び第五号」を加える。

第五十一条第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第三十二条第三項の規定による禁止に違反して、アルコールを処分し又は譲渡した者

附則第二条から第六条までを次のように改める。

第二条から第六条まで 削除

附則第八条を次のように改める。

第八条 削除

附則第十一条及び第十三条中「又は機構」を削る。

附則第十七条を次のように改める。

第十七条 削除

附則第二十条及び第二十一条を次のように改める。

第二十条及び第二十一条 削除

附則第二十九条を次のように改める。

第二十九条 削除

(アルコール事業法の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 旧アルコール事業法の規定によりした処分、手続その他の行為は、前条の規定による改正後のアルコール事業法の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

2 前条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 前二項に規定するもののほか、前条の規定によるアルコール事業法の改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正)

第二十一条 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を次のように改正する。

第十五条第二項及び第三項を削る。

第十六条第一項及び第四項中「前条第一項第十二号」を「前条第十二号」に改める。

第十七条第一号及び第二号中「第十五条第一項各号」を「第十五条各号」に改め、同

条第三号中「第十五条第一項第十号」を「第十五条第十号」に改め、同条第四号を削り、

同条第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とする。

第十八条中「第十五条第一項第三号」を「第十五条第三号」に改める。

第十九条第一項中「、第四号及び第五号」を「及び第四号」に改める。

第二十七条第一号中「第十五条第一項及び第二項」を「第十五条」に改める。

附則第五条を次のように改める。

第五条 削除

附則第六条第一項中「第十五条第一項及び第二項」を「第十五条」に改め、同条第二

項中「前条第一項第十二号」を「前条第十二号」に、「第十五条第一項各号」を「第十

五条各号」に、「第十五条第一項及び第二項」を「第十五条」に改める。

附則第七条第一項及び第三項中「第十五条第一項及び第二項」を「第十五条」に改め

る。
附則第九条第一項から第三項までの規定及び同条第五項中「第十五条第一項及び第二項」を「第十五条」に改め、同条第六項中「前条第一項第十二号」を「前条第十二号」に改める。

附則第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

附則第十二条第一項中「第十五条第一項及び第二項」を「第十五条」に改め、同条第

三項中「前条第一項第十二号」を「前条第十二号」に、「第十五条第一項及び第二項」を「第十五条」に改める。

附則第十四条第一項中「第十五条第一項及び第二項」を「第十五条」に改め、同条第二項中「前条第一項第十二号」を「前条第十二号」に、「第十五条第一項各号」を「第十五条各号」に、「第十五条第一項及び第二項」を「第十五条」に改める。

附則第十五条第一項中「第十五条第一項及び第二項」を「第十五条」に改め、同条第三項中「前条第一項第十二号」を「前条第十二号」に、「第十五条第一項各号」を「第十五条各号」に、「第十五条第一項及び第二項」を「第十五条」に改める。

(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律等の適用に関する経過措置)

2 第二十二条 附則第十九条の規定の施行前に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成十三年法律第四百十号)の規定に基づき機構がした行為及び機構に対してなされた行為(附則第十三条の規定により会社が承継することとなる権利及び義務に関するものに限る。)については、会社を同法第二条第一項に規定する独立行政法人等とみなす。

2 附則第十九条の規定の施行前に独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の規定に基づき機構がした行為及び機構に対してなされた行為(附則第十三条の規定により会社が承継することとなる権利及び義務に関するものに限る。)については、会社を同法第二条第一項に規定する独立行政法人等とみなす。

(石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部改正)

第二十三条 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法(昭和四十二年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号中「第十五条第一項第一号」を「第十五条第一号」に改める。